

※公表制度に関する部分のみ抜粋

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第62条の4 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等が法又はこれに基づく命令に定める基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに同項の規定による公表の手続は、規則で定める。